

令和5年度5月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和5年 5月22日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 11名（欠席1名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩	3 荒木 晃夫	
5 種 克也	6 服部 信彦	7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	
13 高木 敏彦			

出席推進委員 1名（欠席5名）

			11 小泉 幹雄

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第2条の規定する農地でない土地の証明について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の同意）について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 報告第2号 非農地通知発出状況について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	議事録署名者の指名ですが6番 服部委員さん、7番 椿委員さんでお願い致します。 それでは議題の方に入っていきたいと思いますが、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について本日は6件ございます。ここに書いてありますように(053-13)と(053-17)は取り下げなってます。事務局の方それでは説明の方お願い致します。
事務局	はい、失礼致します。先ほど会長の方よりご説明がありましたが、3条の規定の申請番号053-13、それから053-17については申請者から取り下げろということで取り下げをいただいておりますので、取り下げとさしていただいて事情を進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願い致します。 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は6件です。申請番号053-11農地の所在地は淀原××、登記地目田、面積854㎡。無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。 続きまして、申請番号053-12農地の所在地和田××、登記地目畑、面積165㎡、譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。 続きまして、申請番号053-14農地の所在地は淀原××、登記地目田、面積1067㎡、同じく淀原××、登記地目田、面積130㎡。同じく淀原××、登記地目田、面積1179㎡。有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■●●●です。 続きまして、申請番号053-15農地の所在地は淀原××、登記地目田、面積830㎡、同じく淀原××、登記地目田、面積646㎡。同じく淀原××、登記地目畑、面積285㎡。3条有償所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。 続きまして、申請番号053-16農地の所在地は井原××、登記地目田、面積672㎡。同じく井原××、登記地目田、面積1127㎡。3条の無償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆、譲受人は★★★★です。 続きまして、申請番号053-18農地の所在地は矢上××、登記地目畑、面積246㎡。3条の無償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。以上6件です。
議長 2番	はい、ありがとうございます。それでは、053-11の件に関しまして今の沖田委員さん現地での聞き取り調査報告をお願いします。 はい、失礼します。053-11の案件についてご説明致します。3条の無償の所有権移転の案件です。ページを一つめくってもらって、地図で様子を確認してください。左側の地図で現地が見えとりますけども、右隣にちょっと大きい四角いのが写ってるここが瑞穂中学校の元工具があった所だと思います。それから、瑞穂中学校からこの現地の横の道路がありますが、これが野球場へ入る淀原の場所になります。それで譲渡人は○○さん。それから譲受人は●●さんという事で、この案件は数年前に●●さんが○○さんからこの土地を譲り受けられて、この今現在下の区域 ここが●●さんの自宅になります。●●さんがそこで新築されました時に、この土地と一緒に譲り受けられる予定だったんですが当時の農地法の関係で下限面積に達しませんでしたので、そのまま○○さんが名義で所有され

議長 2 番 議長	ているそういう形になりまして今回は農地法も変わりまして下限面積撤廃という事で、●●さんが譲り受けられるという事で。5 月 18 日に推進の和田さんと、それから譲受人の●●さんと 3 人で現地を確認してそれから聞き取りを●●さんからさせて頂きました。現地はもう●●さんが小さい機械を使用されてまして畑状態で野菜を作られておられましたので、チェックシートで照らさせて頂きましたが問題はないと思います。以上です。どうか、よろしくお願い致します。 はい、ありがとうございます。和田推進委員さん、欠席？ 欠席です。はい。 この件に関しまして、何かご意見ご質問等ございましたら挙手にて意見をお願い致します。
議長	(意見、質問なし) ございませんでしょうか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。053-11 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
議長	(全員挙手) はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-12 の件に関しまして椿委員さん現地調査並びに報告をお願いします。
7 番	申請番号 053-12 △△△△さんから▲▲▲▲さんへの農地の所有権移転の申請でございます。申請場所は、瑞穂地域高原地区上和田集落になります。主要地方道邑南仁摩線から邑南農道に入る橋を渡るんですが、その渡る正面の山せにあります。地図をもって確認してみてください。申請地の近くを通っているのが、今改良工事この辺は終わっているんですけど、されてる町道でございます。申請地は譲渡受け人の▲▲さんの住宅とその有地、そして町道に囲まれてる位置関係になります。譲渡人の△△さんは、農協を退職されて農業されてます。先日も現地を確認致しましたが、申請地の一部を耕作されたのが△△さんだそうでございます。その△△さんが大変高齢となられて、また一人暮らしのため譲渡受け人の▲▲さんにその申請地を貰ってちいと希望されました。△△さんがいつもやってるのを見られておられますので、今度の申請を申し込みを受けられ今回の申請となりました。▲▲さんは、信用金庫を退職され奥さんと水稻長さ野菜 1 反の農業をされております。申請のチェックシートに照らし合わせて問題ないと思いますが、よろしくご審議ください。なお、19 日推進委員の東さん現地確認とそれと△△さんと▲▲さんに面談をおこなっております。以上です。
議長 7 番 議長	東さん?? 東さん。今日？ 欠席？
7 番 議長	そうでございます。 はい、ありがとうございます。この 053-12 の件に関しまして、どなたかご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言をお願い致します。
議長	(意見、質問なし) ないようですので、採決の方に入らせてもらいます。053-12 に関しまして許可

議長	相当と思われる方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-14 の件に関しまして沖田委員さん現地の調査他聞き取りの報告をお願い致します。
2 番	はい、失礼します。053-14 の案件についてご説明致します。3 条の有償の所有権移転です。淀原集落の□□さんから■■■■さんの案件####の社長をされとりますが、聞き取りの方へ所有権を移転される申請です。5 月 19 日に和田推進委員さんと、それから譲受人の■■■■さんそれから私の 3 人で現地調査等聞き取りを致しました。地図は、5 ページになりますか。地図で、6 ページですね。6 ページをご覧になって頂きますと。この地図でこの場所の説明がしにくいんですが、この申請地が 3 条の 14 で出ていますがこの真ん中を通っている道路を左側に行きますと、先ほどの瑞穂中学校がある所になります。それから右側に行きますと出羽の商店街の方へ出て行く道路になります。淀原集落がありますが、そこで□□さんが所有されてる 3 枚の農地を■■■さんが譲り受けられるということで■■■さんは他にも農地を所有しておられますし、機械等も持っておられますので耕作には問題ないと思います。チェックシートに照らし合わせましたが問題ないと思います。ここを現地確認の時に、もう水稻の植え付けが終わっておりましてこれを今淀原の法人の方が植え付けをされたという事で、法人と□□さんとの契約は一応先月切られたという事で■■■さんがこのまま引き受けて、この週間までは淀原の法人がやれるそうです。それ以降は■■■■さんが耕作されるという事でした。以上です。どうかよろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございました。この 053-14 の件に関しまして、どなたかご質問ご意見等ございましたら挙手をしてから発言をお願い致します。
	(意見、質問なし)
議長	ございませんでしょうか？ ないようですので、採決の方に入らせてもらいます。053-14 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-15 の件に関しまして沖田委員さん現地での調査報告をお願い致します。
2 番	はい、失礼します。053-15 の件についてご説明致します。3 条の有償の所有権移転で譲渡人は、先ほどの淀原集落の◇◇さん。それから譲受人は広島内部におられますが◆◆さんの案件です。現地調査は、5 月 19 日に先ほどの案件と同じようにさせて頂いたんですが、両方ともこちらにおられないので聞き取りができませんで状況の説明は代理人の申請人でありまして、※※司法書士さんの方へ昨日電話で一応聞き取りをさせて頂きました。地図は先ほどのページの所で同じく瑞穂中学校から出羽商店街の方へ抜ける道路の所になります。それでこの案件は 3 条の 15 の現地がありますが、その真ん中に 1 軒家がありますがこれは◇◇さんの自宅になります。今回この自宅を含めた農地を広島の◆◆さんに譲られるという

	事で、この仲介を####さんが引き受けられましてそれで先ほどの農地の中で水田の今植え付けてある所は◆◆さんがちょっと管理が難しいという事で、ここは####さんが所有権を取られるという事で、あと残りのこの3枚を◆◆さんが農地として所有権を取られるという事でこの今現地の状態ですが、膝ぐらいまでこの3枚とも草が伸び取りましたが草刈り程度で畑の状態にはもって行かれるんではないかと思いました。チェックシートでの確認致しましたが問題ないと思います。それで◆◆さんが機械ですが下位の機械は持っておられますが、大きな機械がないのでそこはどうされますか？と※※さんの方にお聞きしたら、◆◆さんの奥さんが瑞穂地域の%%の社長さんの娘さんということで%%のお父さんが、機械を管理しとられますのでそちらの方で借りられて耕作等をされるという事でした。以上です。よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。はい、ですと 053-15 の件に関しましてご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言をお願いします。 はい、11番宮本さん。
11番	えっとですね、%%さんが代わりに機械を。これ機械の移動距離とか結構あるんか近いんか、ちょっとそこら辺を簡単に行ってパラパラっとできるようなんかそこら辺をちょっとお知らせ願えればと思います。
2番	はい。えーっと、%%%はご存じでしょうか？ あそこから、ここまで約10kmまではないかと思いますが機械的には軽トラなんかで運ばれるではないかと思います。草刈り程度でしたら、草刈り機ですのでたぶんそれは本人さん所有されとりますし%%さんも持って来られるのは可能だと思います。以上です。
議長	はい、他に。ご意見ご質問等ございますでしょうか？ ないよ・・・。
7番	ちょっと・・・。
議長	はい、では椿委員さんに。
7番	えっと◇◇さん、いずれこっちに移住される移住というか住まれるんですよね？
2番	えっ？
7番	この◇◇さん。はっ？ ですよ？
2番	はい。
7番	はい、分かりました。
議長	他にございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようでしたら、採決の方に入ります。この 053-15 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-16 の件に関しまして宮本委員さん現地での調査並びに聞き取りの報告をお願い致します。
11番	はい、それでは 053-16 の案件について事前の現地調査について報告致します。 5月の20日ですね藤田推進委員さんと受け人の★★さんと、私と3人で現地確認

	を行いました。チェックシートにも照らし合わせても、元ファーム水田ですので問題ありませんでした。地図をちょっと見て頂きますと、ちょうど&&&&の中の道をそっから谷へ上がった所で上がって行った所で10枚くらい段々の田になっとるんですが、その中ふくですか？そのら辺の田を2枚ですね2枚その今回譲り受けるという事で申請されました。まあこの件については、去年の9月頃から話をしてをして進めとったんですがようやく申請書が出たという事で今回の話になったそうです。それであるこの譲り受けの★★さんは現在も農業をやっておられます。ちょっとよその田んぼなんかも借りてから作られてまして、高齢は高齢なんですけど84くらいかな？今息子さんが帰られて々々々々に通われて一緒に田んぼをやっているという事でこの農地も譲り受けていずれば、今はちょっと草ボウボウなんですけどいずれはまた田んぼにすんなりな考えがあるそうなんです特に受けた後そのあと引き継いでいく息子さんもおられますんで問題はないかと思えます。よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。藤田推進委員さんは、あつ、すみません。欠席でした。それでは053-16の件に関しまして、どなたかご意見ご質問等がございましたら挙手にて発言をお願い致します。 はい、服部委員さん。
6番	これ、今、田んぼは作ってらっしゃらないんですか？
11番	今草ボウボウって言い方は・・。
6番	それでちょっと変な事聞くようなんですけど、なんと申しますか石見地区の方っていうのは非常に水がなという事で色々お聞きしとるんですけど、田んぼじゃなかった所が水が入ってきますと、水がまた取ったとか取られたとかないとかそういう、ちっとこの件に関して言うわけではないんですけど、今まで元があるんでしょうけど調べてもらってまたかって言い出したときに水が取った取られたじゃないですけど、そう話ってのはどうなんですか？またちっとこの件に関して言うわけじゃないんですけど、今後こういうあの田んぼ先でまた田んぼするって言うときにね非常におおじょつちな事を言うとか、お話を聞くもんですからそういうようなちっとどうなんかなあと思ってお聞きしたんですが。
11番	はい、えーとちようどここね地図見てもらえれば分かるんですけど上に、車線で入ればこっから谷でそこにちようどこが堤田んぼ言うんですか？水溜のここになつとりまして、そっから水をひいとられるんですけどこの先あの今後ここを3年間ぐらいで、この片田、片田地区ほぼ予定ですけど片田地区の田んぼは全部この一体が4、4反か5反まで田んぼにそういう計画を大計画を立てられ8億6千万ぐらいかかとります。県国の補助金で、ちっとまあそういう計画もあるんでちっと水とかそういった分も井出堤がありますんで、問題ないし悪いことに下の方はちっと全部は耕作この中間どこは、耕作よその田んぼですけどされてないんでまあ水については大体この地区は正直言って少ないんですけど、水については問題ないと思えますし、それからここ3、4年で、もうこれ低いらしからどうも大事になりよるような状態です。これ田んぼが4反になるんかのとかなあ、思うんですがまあ大工事を計画が出されておりますんで、まあその辺で近辺の問題点そこら辺のあれいうのはもう、考える余地が減ると思えますんでよろしくお

	願い致します。
議長 6 番	はい、服部さん。どうでしょうか？
議長 2 番	はい、分かりました。はい。
	他に・・・えっと、ございますでしょうか？ はい、沖田委員さん。
	えっと、譲受人の★★さんですか？これ貸付けの面積がかなり面積あるんですが、今回のこの所有権移転で受けられる農地もゆくゆくは貸付けの方へ回せる予定などはあるんでしょうか？
1 1 番 議長	どこへ、何？
1 1 番 議長	は？
2 番	どこへ？
	貸付け面積。
	貸付けをねえ、貸付け面積をかなり★★さんが持ってられるんで多分これ法人かどこか貸し付けておられるんじゃないか思うんですけど、今回出される面積もちょっと。
1 1 番	@@@@いう法人がここら一体でやとりますんで、まあ将来的にはそこに貸付けになるのではなかろうかと思います。現在は、貸したりどうこうはしとってないですが、はい、そのまんまで。
2 番 事務局 議長 事務局	多分、貸付け年数がありますよね？
	議長、いいですか？。
	はい、事務局。
	はい、すみません。補足で失礼致します。えっと、★★さんの所ですが、## ##さんという法人の厚生員にあたります。ですので、厚生員として管理されるというような形なろうかなというふうに聞いとりますので。あの補足、はい、失礼致します。
議長	はい、ありがとうございます。その他、ございますでしょうか？
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決に入らせてもらいます。053-16 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。
	つづきまして、053-18 の件に関しまして植田委員さん現地の調査並びに報告等をお願い致します。
9 番	はい、そうしましたら、申請番号 053-18、3 条の無償の所有権移転許可申請ついてご説明をさせていただきます。8 ページの地図を見てください。場所はちょっと大きく拡大してありますのでちょっと分かりにくいんですけども、道路上で一番下の横に走っている点、それが浜田作木線になります。合わせて右上から左下にちょっと斜めに出ておるのが農道の北線で、それに上を重ねておるのが日和トンネル行きの日和線でございます。その位置を思いながらちょっとご説明を聞いていただければ、ちょっと分かりやすいかなと思います。その場所につきましては、\$ \$ \$ \$ の正面から右に通った浜田作木線の道路上で約 500m ぐらい日貫

	方面に進んだ所がこの申請地という事になります。経緯は、あの引受人である▼▼氏は長年にわたり兵庫の方で左官業に従事しておられまして、20 年前ぐらいに町内に帰省されまして現在ずっと現在に至っております。その当時より家の近くで囲んである農機具の囲い、それと右側が納屋になっておりますが、その前が今回の申請地の畑になっておりまして、兼ねてからその土地を家庭菜園を作りたいという思いもずっとありまして依頼をしておりましたけれども、▽▽氏方で依頼しておりましたけどもまあ今回やっとあの所有者▽▽氏も町内に帰って来る予定もないという判断によって今回の契約に至った次第でございます。5 月 18 日に引受人である▼▼さん、小泉推進委員さんと現地を見ながら今までの経緯等を聞きながら希望も聞きながら、チェックシート等に照らしながら問題ないと判断致しました。審議の方よろしくお願い致します。以上です。
議長 推 11 番	はい、ありがとうございました。 小泉推進委員さん。 はい、えっと植田委員さんのご説明通りでございます。進めて頂きたいと思います。
議長	はい、ありがとうございます。では、053-18 の件に関しましてご意見ご質問等ございましたら挙手をお願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ございませんでしょうか？ ないようですので、採決の方に入らせてもらいます。053-18 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 第 2 号議案の農地法第 4 条の規定による許可申請について、今月は 1 件でございます。事務局の方説明をお願い致します。
事務局	はい、失礼致します。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、今月は 1 件です。申請番号 524 えっと、すみませんちょっと申請番号が間違っております。524 ではなく 054 でございます。すみません、修正をお願い致します。申請番号 054-2、農地の所在は中野××。登記地目田、面積 126 ㎡。同じく中野××。登記地目畑、面積 72 ㎡。同じく中野××。登記地目田、面積 426 ㎡。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は納庫か住宅です。土地造成 624 ㎡。宅地 246 ㎡。進入路 187 ㎡。庭 191 ㎡。計 624 ㎡です。転用理由については、申請時に住宅を建築したいため、また合わせて進入路及び庭を整備したいためです。農用地区域外です。法第 4 条第 6 項但し書きにより許可できるものと判断しております。以上、1 件です。
議長	はい、それでは 054-2 の件に関しまして、宮本委員さん現地での調査及び聞き取りについてご説明をお願い致します。
1 1 番	はい、それでは 054-2 についてちょっと現地調査についても致します。この邑南町 7 番を〇〇〇〇さん。もうこれ長年町会議員をされとる方で、今回子供さんの住宅を建てたいと言うことでここに蔵が以前からあったのを解いてですね、それでこの跡地に住宅を建てると言うて計画した所、色々調べたらまあこういった事になって全然昔のまんまだったというのが分かったそうで、まあこの蔵とちょっ

	と倉庫みたいな小屋もあったんですがについては、〇〇さんが今 64、5 ぐらいかなあ。子供の頃に、もう蔵がもうあったそうなのでまあ随分前からこういった処置をせずに建物が建っていたような状態で、今回そういった子供さんにまあ譲り渡すためにその途中を自分の土地にして、それから家を新築せえよという事でまあ調べて貰ったらこういった事が分かったという状態になっております。まあ、細かく前のこの方は小さいとこの死角やら外見の所が庭道下になっておりまして、もう大きな石やら庭木なんかが置いたあたりしてからまあとてもこれを整地にせいいう事もかなり無理で不可能に近いようなところになっております。まあこの件につきましても、上田推進委員さんとそれから〇〇〇〇さんと現地で話をしました。まああの建物については前、蔵、納屋、倉庫があったんですがそれについては税金なんかもしっかり引かれてるから、宅地じゃない所に建つのにああいった建物だけは税金をしっかり引かれてるような事を笑い話を一緒にしたようなところですが、まああのなんせかなり先代のお父さんの時代にこういったような事になつとるんで、本人もキョトンとされたようなところだったんですが今回そういった案件で 4 条の申請をされまして、ここになっております。まああのチェックシートに照らし合わせましたけど、まああのこのもちろん説明ちょっとあれなんですけど、ここ中野の旧国道ですね。それでずっと行きますと、確かガソリンスタンドがあります。そこを入れて行って正面の突きあたりが〇〇さんのご自宅になります。というような所で、これも 5 月 19 日に現場確認をし一緒にやっております。以上、よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。この 054-2 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言をお願い致します。 はい、植田委員さん。
9 番	ちょっと質問ですけども、現在も今回の 3 番目の申請が出まして、登記上は田んぼ、畑それぞれなつとるという事で現状として、もう蔵にしても小屋にしても庭、庭園、庭にしてもできておる訳なんですか？ という事は、まあ今回のあのあれが私が認識不足なんですけど、顛末書という形にはならないんですかね？ ちょっと、それを確認です。
議長	事務局の方から説明をしてください。
事務局	はい、失礼致します。すみません、言い忘れとりますが、顛末書の方がついておりますので、すみません。あの急いでおりましたので。よろしくお願い致します。
9 番	すみません。はい、分かりました。
議長	他に、ございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせてもらいます。054-2 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第 3 号農地法第 2 条の規定する農地でない土地の証明について、今月は 1 件あります。事務局の方、説明の方よろしくお願い致します。

事務局	はい、議案第3号農地法第2条の規定による農地以外での土地の証明について、今月は1件です。申請番号1、土地の所在は下田所××。登記地目畑、判定地目山林原野、面積107㎡。申請人は、△△△△です。申請理由は、20年以上前から隣接の道が拡張され、道及びその法面となっており耕作を行ってないです。以上、1件です。
議長	はい、ありがとうございます。この件に関しまして、服部委員さん現地での調査及び報告をお願い致します。
6番	どうぞ、よろしくお願い致します。えっと、申請番号1番の説明を致します。先週土曜日20日の午後にですね、田中推進委員と2人で現地を視察して参りました。△△△△さんとはですね、面談できとりません。まあ住所、こちらも松江の方になっとりまして連絡がとれておりません。それで現状を確認しにまいってまいりました。それであの、こちらの地図にですね右側の地図の、住宅地図ですか。ここに△△△△っていうふうに、あの今回の申請地の上にですね四角で囲った家があるんですけど、これはあの先月ちょっとその下の畑の件でお話をした※※さんという方に今この家というか畑の方を売却されてまして、今ここには△△さんは住んでおられなくて、今※※さんという人Iターンの方が住んでおられます。まあ当然※※さんの内容をご存じでないですし、△△さんもちっと内容としては分からないというような事をお聞きしとります。非常に分かりにくいんですけど、ここ長細く矢印状になっている斜線が入った所なんですけども、この真ん中にうっすら線が入って所が分かりますかね？横へ。実はここがですね、崖になっとりまして。この崖がですね普通に見えるんですけど、△△さんのある自宅を囲ってある敷地とその下に、アルファベットのLちょっと畑のマークがありますが、そこはブロックで5m位高さがあります。ブロックが積んでありまして、家の敷地と下の畑のマークとはブロックで5mぐらい高さがありまして、今回この物件っていうのはですね、ここ多分道路を拡張した時にブロックで拡張した時に多分あったんじゃないかなあと。ですから、もう平面図で言うと平らな方に積み上げるんですけど、実はこの半分が5m入れてこの半分から下を5m下にあるというのは、何とも跨がったような、ちょっと判断しにくいような土地でございまして、多分このまあどうと言いますかこの前の道を広げるときに、下の段をちょっと組み込んで一緒にこうブロックが増えてしまったのかなというようにお見受けしました。今ちょっと△△さんとはちょっと連絡が取れてないんですけども、聞くところによりますと20年以上前で、ちょっと僕のイメージでも20年以上前からなっているような記憶があるんですけど、ちょうど国道の方からここ見えるんですからブロック塀はですね、20年じゃなくてもっと前からあったようなちょっとイメージがあるんですけど、大分前にここ造成されて道路といいますか崖っていいですかそうなりますんで、ちょっとどちらにしても畑という訳にもういかない状態になっておりますんで、今回のこういうまあ、あの多分この※※さん方に土地含めたものを売却されたんですけど△△さん、その時に多分この筆が出てきて調べてみたらこんな形になっていたという、ことで多分△△さんも全然認識がなかったような形だったと思います。ちょっと非常にイレギュラー

議長	な土地にはなっとなりますけども、よろしくお願い致します。 はい、ありがとうございました。田中推進委員さんは欠席ですね。 それではこの件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 1 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第 4 号基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得についてですが、この件に関しましては読み上げませんので皆さん目を通して頂いて、ご質問あれば挙手をして発言をお願い致します。 ～ご覧中～
議長	件数が少ないようですが、ご意見ご質問等ございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせてもらいます。申請番号 05 中-6 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。賛成多数で許可相当と認められます。 続きまして、報告第 1 号農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について、4 件あります。これは報告ですので、目を通していただいて質問があれば挙手をお願い致します。 ～ご覧中～
議長	ないようですので、なければ報告ですので、今後次の報告第 2 号の方へ入らせてもらいます。 報告第 2 号非農地通知発出状況についてですが、この国内ように 4 件過失がございます。これ質問はないですか？もし、意見とかあれば挙手をお願いします。 これは利用状況調査から？
事務局	そうですね。はい、利用状況調査で今あの皆さんが判定していただいた物をストックしとりまして、相談があった場合について、その農地が該当あれば非農地として発出を行うというふうな事に今しとります。
議長 事務局	まだあるんですか？ はい、ちょっと前のとの引き継ぎなんですけど、調査を頂いて全部の筆数を排出するのがかなりの物になりますので、今まあ問い合わせがあったりなどとかしてこの農地について、その農地について非農地判断した物についてはこの非農地を排出するということふうになっとなります。で、先ほどのように非農地通知を出していない物については 2 条の扱いということで運用しとる所です。
議長	はい、分かりました。ありがとうございます。 今度、利用状況調査もありますのでまたこういう話が出てくるんじゃないかと思われま。

	はい。 続きまして、その他。 (その他) (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、6月21日(水)13:30からお願いします。
--	---

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印